

島しょ地域のバリアフリー観光整備支援補助金【Q & A】

〔略称〕

- ・「要綱」：島しょ地域のバリアフリー観光整備支援補助金交付要綱

1. 申請について

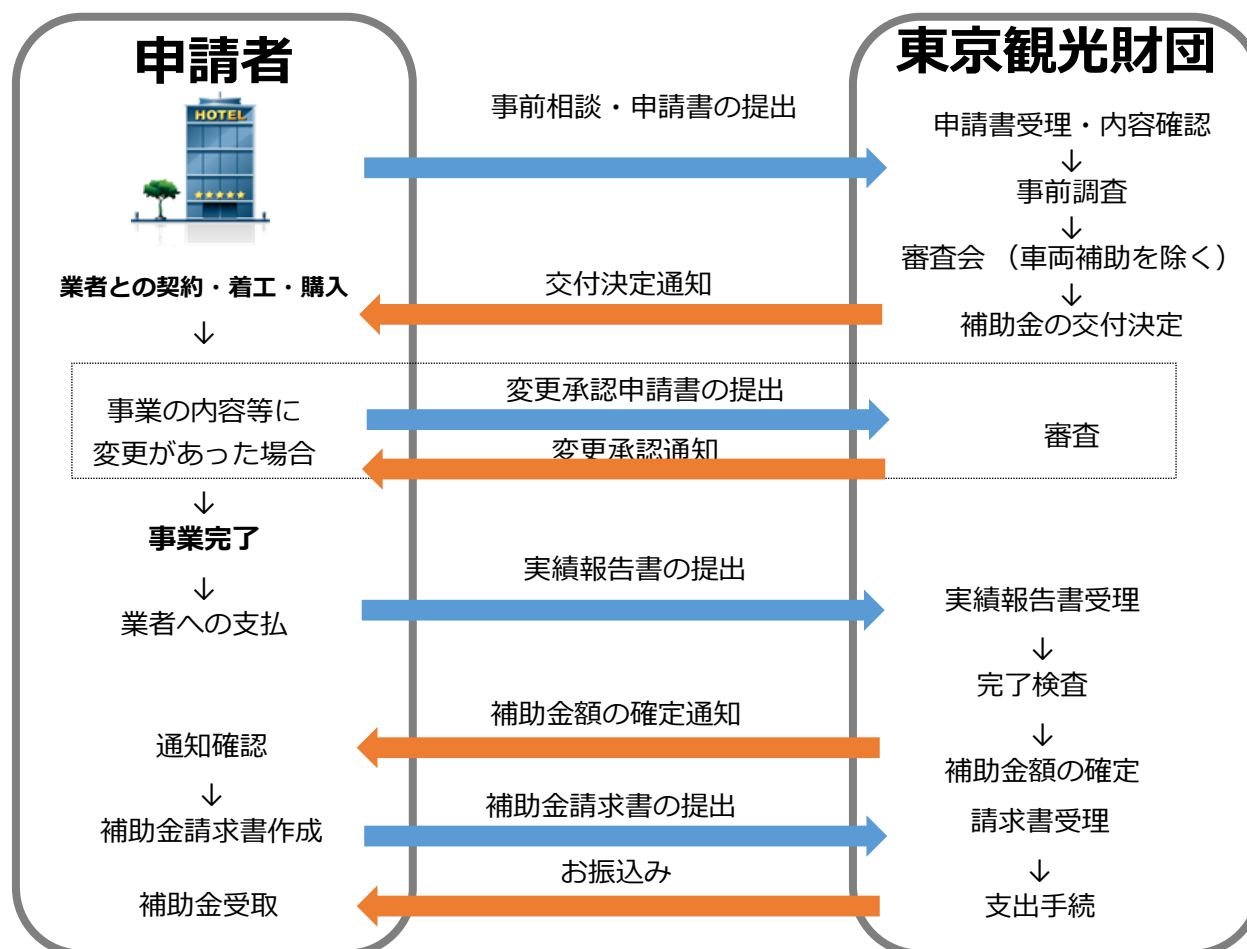
【1-1】申請の流れについて教えてほしい

→ 必要な書類を郵送（簡易書留）または電子申請システム（JGrants）にてお送りください。

郵送先：公益財団法人 東京観光財団 観光産業振興部 観光インフラ整備課
住 所：〒163-0915東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリス15階
※指定の様式書類（電子データ）については、下記アドレス宛にメールでもご提出ください。
件 名：『島しょ地域のバリアフリー観光整備支援補助金（●月●日消印提出・●●●社）』
メール：safestay@tcvb.or.jpまで送付してください。

デジタル庁が提供する電子申請システム（以下「JGrants」という。）を活用したインターネットによる申請も可能です。利用するには、法人共通認証基盤（以下「GビズID」におけるアカウント（gBizIDプライム）の取得が必要です。
※アカウント（gBizIDプライム）の発行には、GビズID運用センターの審査があるため時間がかかります。
※JGrantsのシステム仕様上、代理人による代行申請ができません。申請代行をする場合は、郵送による申請のみとなります。
※Jグランツ上の申請URL（必ず、こちらからアクセスしてください。）
<https://www.igrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDPHoMAP>

申請以降の流れについては、以下の図を参考にしてください。



【1-2】 申請から交付決定までどのくらいの期間が必要か

- 申請受理から交付決定まで、通常2～3ヶ月かかります。（申請受理とは、提出書類の不足、記載内容の不備がなく、審査に図れる状態を指します。）
交付決定通知前に補助事業を開始した場合は、補助金は交付しません（実施設計を除く）。

【1-3】 交付決定について審査基準はあるのか

- 施設整備については、整備箇所ごとに審査基準を設けています。審査基準は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 令和5年（2023年）10月改訂版」を準用しています。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 令和5年（2023年）10月改訂版

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/manual05.html>

【1-4】 個人の場合に提出する「税務申告書類一式（直近2期分）」とは何か

- 確定申告書第一表・第二表、青色申告決算書又は白色収支内訳書になります。
※いずれも税務署の収受印があるものをご提出ください。

【1-5】 納税証明書が発行されない場合に必要な書類は何か

-
- 申請日時点で初めての納期限前の場合は、
 - ・ 法人…都税事務所に届け出た「法人設立届出書」を提出してください。
 - ・ 個人…都税事務所に届け出た「事業開始等申告書」の提出にて申請可能です。
 - ※ 申請日時点で納期が到達している直近の決算期分を提出してください。
 - ※ 申請日時点で納税額が確定している直近年度について、納期が到達していないためまだ一度も支払っていない場合は、前年度分を提出してください。
 - ※ 納税直後のため発行が受けられない場合は、申請日時点で発行される最新の納税証明書（前期納税分）と、直近で納付した際の領収証書（領収日付印のあるもの）をご提出ください。
 - 個人で非課税の場合は、
 - ・ 個人都民税⇒非課税証明書（原本）をご提出ください。
 - ・ 個人事業税（原本）⇒提出不要です。

【1-6】 建築確認済証（写し）、建築検査済証（写し）がない場合はどうしたらよいか

- 原則として建築確認済証及び検査済証は必要となります。
ただし、建築確認申請及び建築検査の手続きをしていない場合には、ご相談ください。

【1-7】 実績報告時の必要書類は何か

- 実績報告書のほか、以下の書類のご提出が必要です。
- 契約書、請書、発注書等に準ずる書類の写し※
 - 施工業者からの請求書の写し※
 - 経費内訳が分かる書類の写し※
 - 銀行振込受領書又は契約先発行の領収書の写し※
 - 補助事業の成果物各種（完了書、納品書、改修前後の写真等）
 - 施設のバリアフリー情報を発信していることがわかるもの
- ※の書類は、原則として写しを提出していただき、完了検査時に原本を確認します。

【1-8】「補助事業の成果を発表しなければならない」とは何か（要綱第33、62条）

- 本補助金を活用し、施設整備等を行った施設は、自社ホームページ等（自社が所有する媒体が無い場合には観光協会HPやパンフレット、OTAサイト等、旅行者が閲覧できる媒体でも可）にて施設のバリアフリー情報を発信してください。

2. 補助対象者・補助対象経費（施設整備）

【2-1】「第5条から第7条に定める施設等を運営する…」とは具体的に誰か（要綱第3条）

- 運営する者とは、営業許可書の許可を受けている者かを問わず、補助対象施設を経営（所有）している者（法人・個人）を指します。

【2-2】＜飲食店＞「EAT 東京」の「外国語メニューがある飲食店検索サイト」とは何か
また、いつまでに掲載されていけばよいのか

- 東京都内の、外国語メニューがある飲食店を検索できるWebサイトです。
申請時点で掲載済みであることが必要です（新規開業を除く）。
（参考）多言語メニュー作成支援ウェブサイト
<https://www.menu-tokyo.jp/menu/>
※メニュー作成画面の「検索サイトに掲載する」にチェック✓を入れてください。

「外国語メニューがある飲食店検索サイト」に掲載して外国人旅行者の集客につなげよう！

【公開方法】

- 1.EAT東京で、お店のおすすめなど、まずは5品以上のメニューを登録
- 2.メニュー作成STEP5店舗情報の入力ページでお店の情報を入力
- 3.『東京都が運営する飲食店検索サイト』の項目で、「無料で掲載する(推奨)」にチェックが入っていることを確認
- 4.申請から約7営業日経過後、掲載が完了

メニュー作成

STEP1 言語の選択 STEP2 メニューグループの選択 STEP3 デザインレイアウトの選択 STEP4 料理の登録 STEP5 店舗情報入力 STEP6 印刷・公開

メニュー作成

STEP5 店舗情報の入力

お店の情報を入力してください。

東京都が運営する飲食店検索サイト ☒ 無料で掲載する(推奨)

【2-3】＜小売店＞「常設の販売所を設け旅行者に対して専ら地域の土産を販売している店舗」とは

- 売場面積の約9割において、地域の土産物を販売・陳列していることを指します。
また、クローズ期間以外において、専ら地域の土産を販売していれば補助対象となります。
例：夏季以外は観光客が少ないので営業していない→補助対象
夏季以外は島内住人のための物品の販売をしている→補助対象外

【2-4】対象施設が自宅と兼ねている場合の考え方

- 自宅までの経路と重複する部分は補助対象外となります。
上記の場合でも、対象施設内における車椅子利用者用便房等の整備を申請することは可能ですが、そこにいたるまでの経路がバリアフリー化されていることが必要です。

【2-5】居抜き物件を施設整備し、新規開業する場合は補助対象になるか

- 補助対象となります。
ただし、新築や、用途変更を伴う場合は対象となりませんのでご注意ください。

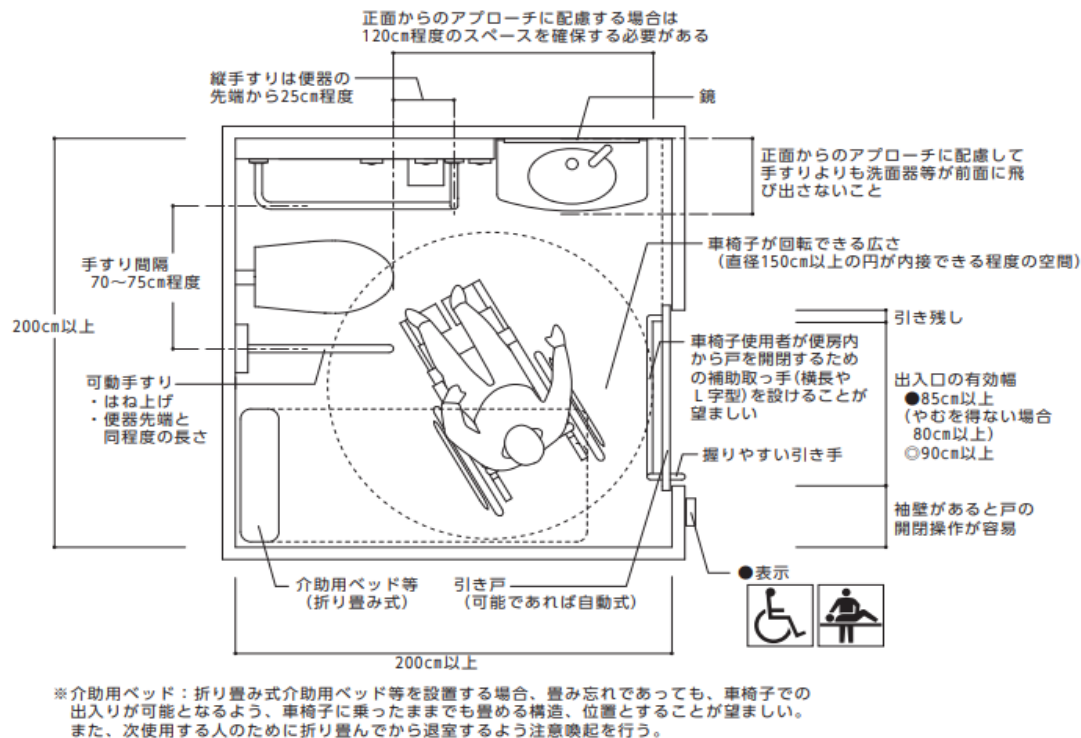
【2-6】畳をフローリングに張り替えたいが補助対象となるか

- 車椅子使用者用便房を設置する場合、その経路上の範囲であれば、床の張替えも補助対象に含まれます。

【2-7】どのようなトイレを整備することが補助対象となるのか

- 車椅子使用者用便房の整備が対象です。
下図を参考にしてください。

【図8.2】車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



3. 補助対象者・補助対象経費（バリアフリー車両の導入）

【3-1】宿泊施設が所有する送迎車も対象か

- バリアフリー化された客室及び経路を有する施設を運営する事業者であれば申請可能です。バリアフリー化された客室及び経路とは、車椅子利用者が車椅子のまま過ごせる客室及び、その客室まで段差のない経路が整備されていることが必要です。申請時には上記の内容が確認できる、施設の図面も提出いただく場合があります。

【3-2】既存車両にスロープやリフトを取り付ける場合、どこかに届け出は必要か。

- 改造自動車に該当する場合、届け出が必要となります。詳細は自動車製造業者（メーカー）にお問い合わせください。

【3-3】中古車を購入してスロープやリフトを取りつける場合、補助の対象になるのか

- スロープやリフトの取り付け費用は補助対象となります。中古車の購入費用自体は対象外ですのでご注意ください。